

第 1 回

逗子市情報公開運営審議会

令和7年6月3日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和7年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和7年6月3日（火）

午後2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

- （1）正副会長の互選について
- （2）逗子市の情報公開制度の特徴について
- （3）逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）について（諮問）
- （4）令和6年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- （5）その他

出 席 委 員（6名）

会 長	高 橋	良
副 会 長	小 山	涼 子
委 員	柳 田	義 継
委 員	植 島	由 紀
委 員	鈴 木	良 太
委 員	大 関	亮 子

欠 席 委 員（1名）

委 員	花 野	充 生 子
-----	-----	-------

事務局等出席者

逗 子 市 長	桐 ケ 谷	覚
総 務 部 長	三 ッ 森	篤 史

総務部次長	西海隆
情報公開課長	大澤道英
情報公開課 主事	加藤美佳子
情報公開課 主事	前田柚名
情報公開課 会計年度任用職員	齋藤明子

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0 名

配付資料

1. 令和7年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 委員名簿
3. 資料1 逗子市の情報公開制度の特徴について
4. 資料2－1 情報公開制度の検討課題
5. 資料2－2 諮問説明資料
6. 資料3 令和6年度情報公開制度の運用状況
7. 資料4 令和6年度会議の公開状況等調べ

午後 2 時 0 3 分開会

【委嘱状の交付】

【市長 挨拶】

—市長 退室—

【職員紹介】

—部長・次長 退室—

○大澤情報公開課長 それでは、改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度第1回情報公開運営審議会を開催させていただきます。

最初に、委員名簿をお配りいたします。

(委員名簿配付)

○大澤情報公開課長 最初に委員名簿を御覧ください。

本審議会は7名の委員構成となっており、今回の開催にあたり、皆様に日程調整に御協力いただきましたが、日程調整の結果、全員の参加可能な日程がございませんでした。本日は花野充生子委員の御都合の悪い日程で決定させていただきましたため、花野委員には事前に資料を送付し、次回開催日程の御都合についても聴取しております。

なお、逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

また、本日は会長、副会長が決定するまでの間、私が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日の配付資料について確認させていただきます。

(配付資料の確認)

○大澤情報公開課長 続いて、本日は委員就任後、初めての会議ですので、皆様から自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

続きまして、会長、副会長の互選を議題とさせていただきます。

情報公開運営審議会規則第2条第1項の規定により、審議会に会長及び副会

長を置き、委員の互選により定めることとなっています。

それでは、最初に会長をお決めいただきます。

今期の審議会会長について、自薦・他薦による御推薦はございますでしょうか。

特に皆様からの御推薦がございませんようでしたら、事務局のほうから御推薦者を提案させていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から、情報公開審査委員、個人情報保護委員を長年にわたり務められました高橋委員に会長をお願いすることを御提案させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大澤情報公開課長 それでは、お諮りいたします。

情報公開運営審議会の会長を高橋委員をお願いしたいと考えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

情報公開運営審議会の会長は高橋委員に決定しました。よろしく願います。

続きまして、副会長の互選を議題とさせていただきます。

今期の審議会の副会長につきまして、自薦・他薦による御推薦はございますか。

こちらも特に推薦の御意見がございませんようでしたら、事務局のほうから御推薦者を提案させていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から、小山委員をお願いするということで御提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「よろしく願います」の声あり）

○大澤情報公開課長 小山さん、すみません、お受けいただけますでしょうか。

○小山委員 はい。何もよく分からないのですが、皆様のお力添えで。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

情報公開運営審議会の副会長を小山委員をお願いしたいと考えますが、御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大澤情報公開課長 異議なしと認め、情報公開運営審議会の副会長は小山委員に決定いたしました。

それでは、高橋会長、小山副会長から、繰り返しになって申し訳ないですが、御挨拶を改めてお願いいたします。

初めに高橋会長、お願いいたします。

(会長挨拶)

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

続いて小山副会長、よろしくお願いいたします。

(副会長挨拶)

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

会長、副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長、副会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長にお願いしたいと考えております。

会長、お席の移動をお願いいたします。

(会長、席移動)

○高橋会長 では、ここからは事務局から交代して、会議の進行をいたします。

皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議題2、逗子市の情報公開制度の特徴について。

事務局から御説明をお願いいたします。

○加藤情報公開課主事 それでは、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、逗子市の情報公開制度の特徴について、簡単に御説明させていただきたいと思います。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、逗子市の情報公開制度は、先ほど市長も申し上げたとおり、平成3年に条例が施行されて開始されました。

その後、国の情報公開法というものが平成13年に施行されましたが、地方公共団体は先駆的に情報公開制度を導入して進めてきた経緯がございますので、

情報公開法については国の行政機関にのみ適用され、地方公共団体については、それぞれにおいて定める情報公開条例の規定に基づき、制度が運用されております。

それでは、お配りしました資料の順番で御説明させていただきます。

まず、第1条が条例の目的になります。

「知る権利」を制度的に保障し、「開かれた市政」の実現を図ることを目的としております。

続いて、第2条基本原則になります。

まず1つ目が、情報提供の推進です。情報公開請求がなくても情報提供を積極的にしていくようにというふうに定められております。

第2号は、公開原則です。公開することを原則として、非公開とすることができる情報は必要最小限にとどめなければならないとしております。

第3号は、個人情報の保護です。原則は公開と申しまして、個人情報については適切に保護しなければなりませんので、個人に関する情報がみだりに公開されることがないように最大限の配慮をすることとなっております。

第4号は、分かりやすく、利用しやすい制度に努めるとなっております。

第5号公正かつ迅速な救済の保障です。逗子市は独自の救済機関として、独任性の情報公開審査員3名が設置されています。

後ほど9番のところでも御説明させていただきます。

続いて、第3条の定義になります。

情報公開条例における情報とは何かというところが規定されております。

まず、1つ目として、実施機関の職員が、2つ目として、職務上作成し又は取得した、3つ目、文書とありますが、これは磁気テープとか、フィルムとか、データも含みます。これに記録され、4つ目が、実施機関が現に保存又は保管しているものとなります。

例えば、保存期間が終了しまして廃棄された文書につきましては含まれないというようになります。

続いて、第4条情報の公開を請求する権利が定められています。

他の市町村では、情報公開請求ができるのは市民に限っているところもありますが、逗子市の場合は、市民に限定せず、何人でも情報公開請求ができると

しています。

続いて、第5条になります。

第1項の原則公開というところは、先ほども出てまいりました。

第2項の非公開とすることができる情報、これは、いわゆる黒塗りにできる情報ということになりますが、これについては、①から④までございます。

まず、①は個人に関する情報です。

第2号は法人情報、法人のノウハウに関わる情報、そういったものを指します。

第3号は、市が実施する事務または事業のうち、アは、意思決定過程情報、イは、市の機関等における協力関係維持情報、ウは、事務・事業の実施に関する情報、エは、犯罪誘発情報となっております。

分かりにくいものとしては、ウの事務・事業の実施に関する情報というものがありますが、例示しますと、市の職員採用試験、もう問題は出来上がっているけれども、試験の実施前に公開されてしまうと、その事業の意味がなくなってしまうようなものがこれに当たります。

また、エの犯罪誘発情報は、例えば、化学工場の図面ですとか、実施前のイベントの警備の警備図とか、そういった犯罪を誘発するおそれがあるものも非公開にすることができるとされています。

続きまして、4は法令秘情報です。こちらは、ほかの法令等で公開が禁じられているものについては情報公開条例においても公開をしないということになります。

続いて、第8条の存否応答拒否です。

こちらは平成26年度に改正されて規定されたものになります。

情報の内容によっては、情報が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人情報事実上公開されてしまうということがございます。例えば、特定の誰か個人が法律相談の申込みの手続をしたので、その書類を情報公開請求したいという請求があった場合に、あるかないかということをお答えただけで法律相談を受けたかどうかということが分かってしまうようなものになります。当初の情報公開請求の受付の際にも十分な配慮が必要になります。

続いて、裏面になります。

第9条の公開請求の手続きです。

まず、公開請求の手続きの方法として、原則は窓口請求となります。窓口に来ていただいて、請求書を書いてもらうという形になります。

また、その他の方法として、郵便、ファックス、インターネットでも請求できるとしています。

インターネット請求につきましては、平成16年度から始めておりまして、現在要領で運用しているところです。

続いて、7の一定期間経過後の情報の公表、第6条の2とあります。

こちらは、平成18年に条例改正がされて追加になったもので、一旦非公開や一部公開としたものについて、20年経過したら一度見直しをして、公表できるようであれば公表していく、という規定になっております。

個人情報として非公開になったものについては、まず20年経過時点で公表できないようでしたら、その後、10年ごとに見直しをして、50年後まで公表の可否を見直すという規定になっております。

非公開部分が個人情報以外の法人情報、行政運営情報、法令秘情報等に該当する部分については、最初の20年のみ見直しを行うという規定になっております。

続きまして、8、公開するかどうかの決定、第10条になります。

請求があった日の翌日から起算して6日以内に決定するとしています。

ただし、やむを得ない理由があるときには、当該期間を23日以内に限り延長することができるとしています。

近隣の自治体に比べても、逗子は、翌日から起算して6日以内ということで、かなり短く、請求者に寄り添った内容になっております。

続いて、9番、情報公開審査委員、第15条になります。

先ほども少し触れましたが、逗子市では、公開決定等に係る不服や相談等を直接受け付けて処理をする簡易迅速な独任制の救済機関として、現在3名の情報公開審査委員がおります。今日いらしている、先ほど御紹介もありました大関委員、高橋委員、こちらの情報公開審査委員もしていただいております。

こちらは、迅速な救済保障のため、不服の申出者との面談や関係機関からの事情聴取、処理結果、勧告、意見表明、不服申出者に対する処理結果通知も担

当の委員の方が行っておりまして、不服申出の翌日から起算して29日以内に結論を出すというふうになっております。

独任制ではありますが、勧告の必要がないと判断した場合や重要案件の場合は3人で合議することができるとなっております。

また、非公開とされた情報そのものを見て判断ができるなどの調査権や、不存在の場合に必要なと認めたときは新たな文書の作成等の意見を述べることで、また、情報公開や公表等に関する苦情・相談に応じて実施機関に対し助言することができるなどの特徴がございます。

続いて、第16条情報公開運営審議会です。本審議会についての規定になります。

こちらは、市長の附属機関として条例で設置されております。

詳しくは、お手元の緑色のハンドブック137ページのあたりに第16条情報公開運営審議会という規定がございます。こちらに詳しく載っておりまして、第1項から第7項までございます。

第1項です。情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するために、こちらの審議会を置くとなっております。

次に、第2項審議会は、この条例による情報公開制度の改善、その他重要事項につき、実施機関の諮問に応じて調査、審議し、その結果を答申し、または意見を建議するとなっております。

情報公開制度の運営とか、改善に関して、実施機関の諮問に応じて答申を行ったり、また、自ら調査、建議する権限を持っております。

続いて第3項です。審議会は委員7名以内をもって組織するとされています。

現在、本日はお一人欠席ですが、委員7名の方で構成されております。

第4項審議会の委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱するとされております。

第5項審議会の委員は審査委員を兼ねることができるということで、先ほどお話もありましたとおり、大関先生は審査委員も兼ねていただいております。

第6項委員の任期は2年とし、その再任を妨げないという規定もございます。

第7項その他必要なことは市長が別に定めるとされていますが、ハンドブックの39ページを開いていただくと、逗子市情報公開運営審議会規則というもの

も定められております。ここに詳しく会長や副会長の互選であったり、半数以上の出席がなければ会議を開くことができないなどの事項が規定されております。

簡単ではございましたが、次に進ませていただきます。

続いて、第18条情報の管理等です。

まず、1、情報の適正管理とありますが、情報公開制度の実効性を担保するためにも不可欠なものになります。

2の文書目録作成・閲覧を義務付けております。現在は文書管理システムで導入されておりますので、そちらのデータを加工しまして、閲覧ができるようになっております。

3は、一定期間経過後の非公開情報の公表です。こちらは、先ほども御説明しました第6条の2に関してです。最低でも20年は情報を保管しないといけないということで、第18条のほうにも規定されております。

続いて12、最後になります。

第20条会議の公開です。

まず、審議会等の会議は原則公開となります。また、庁内会議についても、公開に努めるものとされております。

会議の事前公表の徹底ということで、広報紙はもちろん各所管でもホームページへの掲載、また、イベントカレンダーというのがホームページの中にあるんですが、こちらのリンクづけに漏れがないかということを確認するように、情報公開課からも定期的に全庁向けに連絡をしております。

また、会議録の作成につきましては、会議録の作成に関する指針というものを別に定めております。

駆け足ではございましたが、以上で制度の説明を終わります。

○高橋会長 ただいまの説明について、御意見、御質問はありますでしょうか。

何でもどうぞ。

特によろしいですか。

では、本件については以上でよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋会長 それでは、議題2、逗子市の情報公開制度の特徴についてを終了い

たします。

続いて、議題 3、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）についてを議題とします。

事務局から御説明お願いいたします。

○大澤情報公開課長 それでは、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）について御説明させていただきます。

初めに、私から諮問書を会長にお渡しして、諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。

逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）について（諮問）。

このことについて、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第16条第2項の規定に基づき、別紙事案につきまして御審議いただきたく、諮問いたします。よろしくお願いします。

（資料配付）

○大澤情報公開課長 皆様、諮問書はお手元にございますでしょうか。

それでは、事前に送付しました資料2と併せ、諮問書のほうを御覧ください。ただいまお渡しした諮問書の内容について説明いたします。

まず、今お渡しした諮問文のほうからいきます。

1枚目が諮問文になります。

市長から情報公開運営審議会会長宛てに諮問するものです。

続いて、2枚目に、諮問内容の記載がございます。

読み上げます。

1、諮問の内容。

ア、情報公開請求された情報及び情報公開請求された情報のうち、逗子市情報公開条例第5条第2項各号の規定を理由に非公開とされた情報の電磁的記録を作成し、保存することとする。

また、電磁的記録を作成した後の文章は、本来の保存期間の経過後、廃棄することができる。

イ、条例第6条の2及び第21条に規定する公表は、市ホームページに公表の可否の判断の結果を掲載し、公表可能とされた文書は、市政情報広場において、

申出があった者に対し閲覧に供することとする。

２、提案理由。改正の趣旨。

ア、情報公開請求に対して条文の全部または一部を非公開と決定された情報は、条例第６条の２一定期間経過の情報の公表の規定に基づき、20年から50年経過後に当該非公開情報の公表の可否について判断を行うことから、情報公開関係文書の長期間の安全な保存の方策として、次のとおり電子文書による保存をするもの。

条例第18条第３項に規定する原本を保存について、情報公開請求された情報と条例第５条第２項各号の規定を理由に、非公開とされた情報を所管課が電子文書で保存し、クラウド上において保管することにより、機密性の向上、安全性の向上を図る。

また、情報公開課は、電子文書の写しをＣＤ－Ｒなどクラウド上以外の記録媒体で保管する。

また、台帳等の情報で原本を更新される性質のものは、一定期間経過後の情報の公表の判断に当たり、情報公開決定時点の情報が固定される必要があることから、情報公開決定時点の原本の電子文書を保存することで情報を固定する。

なお、所管課が保有する紙等の原本文書は、本来の保存期間が経過した後、逗子市文書管理規則に従い廃棄することができる。

イ、個人の権利、利益を侵害する恐れが減少した情報とはいえ、インターネットなど自由に複写できる環境で閲覧させると、制限がなくなるので、公表判断の結果を市ホームページに掲載することとし、公表された情報については、逗子市役所情報公開課窓口において、申出があった者に対して閲覧させることで、個人情報等に配慮しつつ知る権利を保障するもの。

裏面については、参考規定ということで、条例の中にございます関連する規定のほうを掲載してありますので、こちらはお時間あるときにお読みいただければと思います。

続いて、事前に郵送しましたＡ４横の資料２－１、資料２－２のほうを御覧ください。

初めに、資料２－１を御覧ください。

こちらは前の任期の第17期情報公開運営審議会の委員の皆様から、情報公開

制度の検討課題として御意見をいただいたものです。

本日の諮問内容のアに該当するのが、１段目、２段目に記載の課題で、安全な文書保管の観点から、電子化を推進すべきであるが、電子化に係る安全性の懸念を解消されるよう取組を求める意見があり、中でも、改ざん防止策の徹底は大切との御意見がありました。

この表でいいますと、一番右側に頂いた意見をまとめたものになっています。

１番の原本保存につきましてを読みますと、災害時等、紙の文書だと破損してしまうおそれがある。文書データも同様のおそれはあるが、サーバ上で分散保管する等により、安全性の向上が期待される。また、文書保管倉庫の容量逼迫状況の解消が期待され、文書データによる保存も進めるべきと考える。

ただし、文書データにアクセスできる人を制限し、文書データが不当に修正できないよう、改ざん防止策を講じられたい。

２番目につきましての一番右の行は、文書データの改ざん防止策が講じられることを前提に、廃棄を可とすべきと考える。このような御意見をいただきました。

続いて、諮問内容のイに該当するのは、３段目に記載の内容です。

公表された情報の不適正利用の懸念から、インターネット上に公表情報を掲載するのではなく、市役所窓口において閲覧を行うとの意見をいただきました。

なお、閲覧者を特定するためにマイナンバーカードを利用するという意見については、マイナンバーがよくないということではなく、あくまで閲覧者を特定のために氏名等を確認することはよくない。市民の知る権利の範囲を狭めることにつながるため、好ましくないという御意見をいただいております。

本日の諮問については、こうした意見を踏まえ、情報公開の運用について諮問させていただきました。

続いて、資料２－２を御覧ください。

制度改正の概要を御説明いたします。

１枚おめくりいただき、２ページ目を御覧ください。

２ページ目は、諮問内容、ア、情報公開文書を電子文書にすることの理由について記載しています。

第１に、紙文書で長期保存すると、災害時等の破損や劣化のおそれがあるこ

と。

第2に、台帳等、原本が更新される性質のものは、請求時点の原本を固定する必要があること。

第3に、電子文書にしてクラウド上で保存することで、長期間の保存を担保し、機密性の向上、安全性の向上を図ること。

以上3点が挙げられました。

逗子市においては、情報公開に限らず、全ての文書について電子化の取組が進められており、情報公開関係の文書については、保存すべき年数が長期にわたることから、電子化による安全な文書保存を進めるものです。

3ページをお開きください。

電子化の具体的な方法を記載しています。

第1に、電子での決裁や供覧に原本と黒塗り文書をスキャンして作成した電磁的記録を添付する。

第2に、文書保存期間については、第6条の2の規定による公表の判断まで確実に保存する。

第3に、情報公開課でも原本と黒塗り文書の電磁的記録をCD-Rなどで保存する。

第4に、電磁的記録を作成した後の文書は、本来の保存期間に従って適切に廃棄できること。

以上4点によりまして、文書の安全な電子化を実現して実施してまいりたいと考えております。

続いて、4ページをお開きください。

文書保存のイメージを図であらわしたものです。

図の下段に所管課の保有する紙の文書があります。保有する過程で、この資料の中では5年経過を例にしていますけれども、情報公開請求があった場合、上段にありますとおり、情報公開決定時点で紙の原本と黒塗りした文書の両方について電磁的記録を作成し、20年間保存いたします。これにより下段の文書、所管のほうでございます文書管理上の文書につきましては、当初の保存年限、この図でいいますと2年間で廃棄できることとなります。

続いて、5ページを御覧ください。

諮問内容のイ、情報公開文書の20年経過後の公表方法について、理由を記載しています。

記載にありますとおり、個人の権利・利益を侵害するおそれが減少した情報とはいえ、インターネットなど、自由に複写できる環境で閲覧させると制限がなくなってしまうため、個人情報等に配慮しつつ知る権利を保障する必要があります。このことから、公表の方法について検討が必要と考えています。

6 ページをお開きください。

具体的な方法としましては、第1に、ホームページ上には公表された情報を掲載するのではなく、公表の判断結果を掲載し、その範囲は対象となる全件の請求件名、当初の決定、第6条の2の判断結果とすること。

第2に、対象文書は、市政情報広場に配架、いわゆる置きっぱなしの状態にはせず、情報公開課に用意しておき、閲覧を希望すると申し出た人に対して情報公開課職員が公表する。資料をお見せする。そのようなやり方で考えております。

なお、閲覧の申出は誰でも可能となります。

また、閲覧者がコピーや接写をしたいと申し出た場合は、カラーコピーも含めて可とすること。

以上3点によりまして、公表された情報の不適正な利用の防止に努めてまいります。

本日諮問させていただきましたのが、アの電子文書とすること、イの市政情報広場で閲覧することについてです。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○高橋会長 本件諮問について……

○大澤情報公開課長 会長、すみません。進め方で補足を1点してもいいですか。

本日お渡しした資料につきまして、今日諮問書のほうを皆さんにお手元にお配りしました。内容によりましては、お配りした諮問をお願いした当日において答申までを御準備いただくケースもあるんですけれども、本日につきましては、諮問当日ということと、それから、就任1回目の会議ということもございますので、次回、第2回の会議で答申をいただきたいというふうに事務局では考えております。

よろしければ、そのように御了承いただければと考えております。

○高橋会長 まず、皆さんから御質問、御意見などをいただいて、それを受けて、次回の審議会で答申としてまとめたいということですか。

○大澤情報公開課長 そのとおりでございます。

○高橋会長 そのような進め方でよろしいでしょうか。

では、ただいま御説明いただいた内容につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

大関委員。

○大関委員 私は今日がこの委員会に出るのは初めてなんですけれども、今の説明からすると、この6条の2の関係の問題は、今日突然ここでも出てきたものではなく、前期のこの審議会の中でいろいろ話されてきて、その結果がこの資料2-1の右側を書いてある意見であって、これを反映したものが今日出てきたということでよろしいでしょうか。

○大澤情報公開課長 委員御指摘のとおりでございます。

○高橋会長 第17期の委員の方が様々御意見出されていますけれども、諮問が出てお受けするのが今日お集まりいただいた18期の委員ですので、また皆さんで、御自由に御意見を出してよろしいかと思います。

○大関委員 それでは、大まかな方向性としては、特に何とも思わないんですけれども、分かったら教えていただきたいことがあります。

まず、20年たった情報の中で、最初は非公開だったけれども、今回公表しようかということになった情報について、ネット上には自由な環境で閲覧はさせない。それは私も賛成なんですけれども、窓口に来てきて、申出があった人にだけ閲覧させるということなんです。そして、それだと困る人がいないかなと、さっき聞きながら考えていまして、1つは、入院していたり、体の具合が悪くて窓口に行けずやれない人はどうだろうと思ったんですけれども、先ほどの話だと、閲覧した人は自由にコピーとか接写できるというお話だったので、代理の方に来てもらってコピーを取れば、それは対応できるかなというふうに思いました。

ただ、すごく遠方にいる方は、来ないと見られないということになりますかね。今のところそんな感じ。

○大澤情報公開課長　そうですね、情報公開請求のほうとちょっと比較するのも何なのですが、今回は誰にでもできる公表、市のほうで勝手に判断して、当初ホームページなりに、結果を載せるという公表なのですが、情報公開請求においても現在インターネット請求も認めていますし、という点からすると、何かしらの正しいお申出があった状態であれば、そういった申出には対応する余地というのは残すべきなのかなとは思いますが。

ただ、当初想定していたのが公表ですので、公表だと、見たいという意思表示なしに、例えばホームページに掲載してしまうという形になると、見たくない人、あるいは今委員おっしゃられたような求めがない人についても情報を流し続けるということのリスクも考えて……

○大関委員　私が言ったのはそうではなくて、すごく遠くにいる人が見たいと思われたときに、逗子までやってこないと見られませんかねとお伺いしたんです。

○大澤情報公開課長　現状では、今の想定としては、窓口のところで希望をお受けした方が対象になります。

○大関委員　その方の救済策として、例えばこういう閲覧じゃなくて、新たに、例えば情報公開請求のようなことをするというのはできますか。

○大澤情報公開課長　可能です。

○大関委員　じゃ、特に問題ない。

○大澤情報公開課長　もともとこの公表制度というのは、誰かが見たいとおっしゃるまでもなく、20年前に見たいとおっしゃった情報を公表するかどうかの判断する制度ですから、その間、20年間情報は保管しますので、持っている情報につきましては、改めての情報公開請求は可能です。その際はインターネット請求もできるかと思います。

○大関委員　じゃ、何らかの方法で遠方に住まわっていて、逗子に来るのはちょっと大変という方も、見ることはできるということですかね。

○大澤情報公開課長　そうですね。全く公表、先ほど、申請なく見られる状態ではないですが、あくまで持っている情報につきましては、情報公開制度の対象にはなろうかと思います。

○大関委員　分かりました。

○高橋会長　今の件に関してでも、何かございますか。

植島委員。

○植島委員 今とちょっと関連というか、公表することに関してなんですけれども、マイナンバーカードなど活用するというのは、それは閲覧者を特定するためのということで、ちょっとというか、前回の議事録を一応読ませていただいてそう思ったんですけれども、ただ、これは20年前に一応個人情報という形で公開できなかったという案件ですね。それを20年たって、いろいろな個人情報のなものが見られるようになった状態で、公表なんですよね。

ただ、やはり個人情報が載っているものであって、20年たったとはいえ、これを来た方にどうぞと、見てくださいというのは、何かちょっと怖い気もして、議事録では、大澤情報公開課長は、公表に対して、例えば、お名前いただくとか、そこまでするのはどうかというふうにおっしゃられていたかと思うんですけれども、私は閲覧するためのお名前と使用理由みたいなものというのがやはり要るんじゃないかなと思ったんですけれども、どうなのでしょう。

○大澤情報公開課長 この内容につきましては、そもそもこの制度の精神の問題にもよるんですね。そもそも20年たったから見せようというこの制度が今現在存在するんです。そのやり方は申請でもなく公表なんです。公表である以上は、公表したということで、誰が見たいですよと手を挙げさせなくても見られるのが一般的な公表ということになります。だから、既存の制度ではそうなっていて、御心配されている個人情報を、そういうものを自分の情報もあるかもしれないといったところで、見られるのに非常に不安があるということで、我々公表の仕方を、制度を考えているんですけれども、そもそも公表される情報、20年たって。その時点でもう個人の情報として保護するものについては、今回の判断でも非公表にやはりなるんですよね。

20年たったから、当時の個人情報、当時の自分の名前とかいうのがイコール公表されるのではなくて、あくまで審査を経て公表されるべき情報。ただ、その審査をされたとして、ある程度個人情報として公表ができそうだなと判断できるものであっても、見たくない人に自由にインターネット等で見させるのは不安があるということで、その情報を求めている方に対して見せたいという公表の前提としての話としては、あくまで公表の判断を、もちろん20年もかけますので、20年たったから、今まで20年前隠されていたものが全部公開されるので

はなくて、20年後に再審査を行って、ホームページにはその再審査の結果を載せてということで考えています。

○高橋会長 どうぞ。

○鈴木委員 その再審査というのは、20年後、誰がするのですか。どの組織が。

○大澤情報公開課長 その時点の職員が。

○鈴木委員 職員が。職員の判断ですね。

○大澤情報公開課長 もちろんです。

○加藤情報公開課主事 請求の担当課の職員が行います。情報公開課で全てやるのではなくて、請求が来た課がもう一度判断をするという形になります。

○大関委員 多分そのときに、これはもう出していいだろうか、それとも20年たったけれども、まだこれは公表できないんじゃないだろうかという情報があった場合には、こちらの課のほうに相談されたりして、なので、個人情報については、基本的に20年たっても、これは私の意見なんですけれども、出せないものが多いんじゃないかなという気がします。

○鈴木委員 出していいという判断は難しいですね。

○大関委員 そうですね。

○鈴木委員 この名前は出してよくて、こちらの名前は出しちゃいけないというのは、誰が判断するのかと思ったものですから。

○大関委員 そうですね。

○大澤情報公開課長 この制度自体は20年前に非公開と判断された情報なんですけれども、その情報の中には、先ほど制度説明にもありました個人情報、法人情報、行政運営情報、あるいは事務事業の情報という情報と、あと法令秘情報とか、これが非公開の事項なんです。個人情報は本当に個人じゃなくなるという事態がよく分からないので、非常に出せる判断が難しい。法人情報については、法人に迷惑をかけるような、損害を与えるような情報が一般的に該当するんですが、それは20年たったら、その会社が今存在しているかも分からないので、あるいはNPO法人とか、市民団体とか、ある程度事業を営んでいる団体。それから、行政運営情報が一番期待しているところで、市役所のほうで、例えばイベントをやるんだけど、イベント開催まではこの情報を隠しますよというんですけれども、20年たてばそのイベントのノウハウだとか、そういった

ものは出るんじゃないですか。企業とかがもし期待するとすれば、入札の情報。入札のときの条件をすぐに出してしまうと、次の入札の影響もあるからとか、入札中は絶対公表できないというものが、20年たてば出るんじゃないですかと。そのような、市のほうの理由でとどめた情報というのは、比較的公開できる可能性は出てくる。ただ、情報の内容によって、今、大関委員のおっしゃったような個人情報というのは、非常に判断が難しく、どれほど出るんだろうというのは審査としては難易度が高いのかなと思っています。

○鈴木委員 20年を超えたら10年ごとにやっていかなければならないのは辛いですね。

○大関委員 でも、仕方ないですね。こういう条文になっているから。

○植島委員 50年たったらどうなるんですか。

○大澤情報公開課長 50年たって判断できなかったものは、基本的には審査がもう終わってしまうので、もうその情報としての用途が終わるので、その翌年に廃棄されます。

○鈴木委員 5期目なので聞きにくいんですけども、ネット請求というのは、インターネットで請求するんですけども、回答はどのようにするのですか。窓口に取りにいくんですか。

○大澤情報公開課長 いや、インターネットでだと、幾つもやりようがあって、再度判断を所管がしました。そのときに相手の希望にもよるんですけども、まず紙を郵送で送る。1つは、CD-Rでデータを送る。それから、市のホームページのインターネット上に掲載するというやり方もしています。

○鈴木委員 そうですか、分かりました。遠くても大丈夫ですね。

○高橋会長 小山委員、どうぞ。

○小山副会長 ちょっと読み取りがよく分からないので、教えていただきたいのですが、改正の趣旨のあのところの20年から50年経過後というふうに幅を持たせているのですが、その理由と、例えば20年目でみんなOKよ、だったらそのままでもいいのか。

あと、紙のもの、紙の原本は一定期間経過したら廃棄は分かるのですが、電磁的記録については基本50年まで持っているということなのでしょうか。この20年から50年の幅のところがよく分からなくて。

○大澤情報公開課長 緑の冊子の92ページあたりを御覧いただけますでしょうか。

詳細な規定については触れないんですが、まず、92ページの上段に、条例の規定が載っています。6条の2とありまして、これの最初の第1項の文章を読みますと、実施期間は第5条第2項第1号の規定を理由に非公開とされた情報であって、非公開とされた年度の翌年度から起算して20年を経過したものは、その時点で情報公開請求がない場合であっても当該情報を1年公表するものとする。ただし、その時点で公表することにより、個人の権利利益を侵害するとされた情報については公表しないことができる。この場合において、公表しない情報については、公表した年度の翌年度から起算して50年を経過するまで、10年ごとに公表の可否について判断する。

つまり、今でもいいです。今情報公開請求があって、決定を非公開、一部非公開しましたとしたら、その年度から起算して20年後に改めて判断をするというのが、あるカウントダウンが始まるわけです。

今読んだ6条の第1項は、実はちょっと細かい話なんですが、個人情報を対象にしています。次の6条の2の第2項のほうは法人情報とか、行政運営情報・法令秘情報を対象にしています。

6条の2第1項の個人情報は、20年経過したものについては公表しますよ。だけれども、情報の内容によっては公表しませんよという規定。ただし、非公開とした年度の翌年度から起算して50年を経過するまで、10年ごとに公表の可否について判断を行うと書いてあるので、どうなるかということ、今日非公開としました。そうしたら、具体的に20年後の今日である必要はないんですけれども、20年後に一回個人情報について公表の可否を判断します。その時点でもう20年たったけれども、まだ個人情報だから隠さなきゃまずいですよねという話になったものは、次は30年後にまた判断するんです。今からして。それが30年後でも駄目だったら、40年後判断して、それを、つまり20年、30年、40年、50年と、10年おきに判断し続けるんですね。それは20年だったらその個人情報は保護に値するけれども、30年、40年たっているうちに、保護しなくてよくなるんじゃないかという期待も込めての制度かと思いますけれども。

○小山副会長 かなり息の長いものだと思いますが、例えばここにいらっしゃる方も50年後生きている人はまずほとんど少ないのじゃないかなという感じ

ですし、担当課の職員にしても、そこまで長くは、20年、30年までなかなか同じ課にとどまっていられないかもしれないので、そうすると、かなりちゃんと引き継ぎというか……

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりだと思います。

現実、その懸念はあって、今回の電子文書の諮問内容につきましても、その文書を20年後の職員、20年前に私はいましたけれども、20年前にいなかった若手職員もいる中でいうと、それが20年。ただ、20年たってやはり非公開になったら、さらに10年後になるので、もう10歳年を重ねますので、そうしたら、そのときまでまた情報を保管していなければ。

今までの制度だと、紙の文書を保管しなければいけなかったという状態なので、だから、純粹に手間もかかります。倉庫の容量もかかるし、漏えいリスクも負うんですが、あとは、実際に電磁的なものでやることによって、その大変な作業をどうやって50年間つないでいくのかというところで、今日の御提案は一つあるのかなと思っています。

○大関委員 個人的な意味では、同じ職員さんが同じ課にいて、そのとき判断できるということはないと思いますので、やはりその時点でその情報を見て、まだ非公開の情報に当たるのかどうかというのを判断していくしかないんだと思うんです。

○高橋会長 今から50年前というと、1975年ですかね。1973年がたしか石油ショックで、1975年は田中角栄が逮捕されたとか何とか、たしかその頃だったと思うんですよね。それぐらいの時間が空いている話だと思うんです。

○大関委員 すみません、今の20年、30年、40年、50年という間、電磁的記録で情報を置いておくと。文書よりずっといいと私も思うんですけれども、1つだけ、原本のほうは実施機関、担当の機関が電磁的記録をつくってクラウド上のつけるというお話でしたよね。

○大澤情報公開課長 そうですね。

○大関委員 それはいいとして、私素人なんで分からないんですが、情報公開課がバックアップみたいにして保存したほうがいいと思うんですけれども、保存がCD-Rと書いてあるんですけれども、CD-Rは50年大丈夫かな。

○大澤情報公開課長 一般的にCD-Rの保存年限は、高温度というか、そうい

うのでなければ、10年あるかないかといわれています。

○大関委員　そうですね。何か消えちゃう。

○大澤情報公開課長　もちろん買い換えていくのか、そのときにある新技術でまたやるんです。

この目的というのは、1つ御提案している庁舎全般のクラウド上というのは、市役所の公文書全部の保存のシステムの中に入れるんですね。それをする事によって、市役所はこの情報公開に限らず、皆さんの私生活にも絡む重要な情報を持っていますから、そのセキュリティは当然、日本全国でもちゃんとした標準的なセキュリティ対策を取っています。そっちのほうの電子データのほうがいいんですが、それだけだと、クラウドサービスの不安定化ですとかの不安もあるので、情報公開課のほうでは、その媒体の保存年限はもちろん意識させていただくとして……

○大関委員　分かりました。それだけが心配なので。

○大澤情報公開課長　もう50年後までCD-Rがそのままということはありません。

○大関委員　何にも見えなくなっちゃうと思っただけなので。すみません、ありがとうございます。

○鈴木委員　そういう意味でCD-R等と、決め過ぎかもしれませんね。

○大澤情報公開課長　そうですね。

○大関委員　等だから。

○大澤情報公開課長　今の媒体でいうとCD-Rなんでしょうけれども、例えば機械だから5年とかといわれるようなものもあるし、USBはどうなるとか、そのときの媒体で、ある程度インターネット上の外圧を受けないような独立した電子媒体で取っておくという趣旨でCD-Rと。

○鈴木委員　そういう趣旨でならそうですね。

○大澤情報公開課長　クラウド上が不安定になっても独立したところで取っておく。二重の手で取っておくという目的なので、御懸念のようなCD-R絶対とも思ってもないですし、あくまでクラウド上じゃない独立した媒体で。

○鈴木委員　ネットから切り離された媒体と。

○大澤情報公開課長　おっしゃるとおりです。

○大関委員 なるほど。

○小山副会長 複数保存しておくのですか、1つだけですか。

○大澤情報公開課長 1つだけです。

仮にどっちかがなくなればどっちかが保管できるようにということで、幾つもの、多数は多数でももちろんいいとは思いますが、逆に情報は余り持ちちゃうと、漏えいのリスクも負うので、きちんと決めておいたところでしっかりやるということも必要なのかなと思っています。なので、情報公開課は情報公開請求があったものを市民の方の窓口として対応しています。我々が持つというのは一つ手なんですけれども、だからといって、何十枚も持ちちゃうと、ちょっと我々としてもどこに保管するんだとか、鍵のかかる場所はどこだとかというところも出てきてしまう。

基本的には、市の全体的なセキュリティーの効くサーバ上のところで1つと、情報公開課のほうでは独立した状態で1つというのを今考えています。

○植島委員 バックアップ的に1つとっておくということですね。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりでございます。バックアップで考えています。

○小山副会長 そうですね。職員さんが、めったにないと思うのですが、ミスでどうかしてしまったとかいうと困りますよね。

○大澤情報公開課長 それはわざとではなくとも、ミスはあり得るかと思いたすので。

○高橋会長 公表の方法とか、保存の方法についていろいろ御質問など出ておりますが、ほかに何か、この場でお聞きしておきたいとか、あるいはここが心配だとか、ありましたら出していただきたいと思います、何かありますでしょうか。

○小山副会長 お答えいただける範囲で結構なのですが、例えば今年見直す必要があるものの量はどのくらいあるんですか。

○大澤情報公開課長 今年はまだ……、20年後の話ですね。

平成18年のものについては、20年たつのが平成38年、イコール令和8年なんです。令和8年なので、今年度審査をして、令和9年当初にその結果を公表したい。だから、実際には時期としては2年弱あるんです。ただ、2年弱ほっと

くと、すぐあっという間に来ちゃいますので、その対象となるのは平成18年の非公開事例というのと、約60から80ぐらいの申請があったと。

○高橋会長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 もう1点よろしいですか。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○鈴木委員 アの具体的な方法のところ、「電子回議をするシステムはクラウド化されています。」と書いてあるんですけども、原本プラス黒塗り文書をスキャンしたイメージをどこかクラウド上というのは分かりますが、この「電子回議するシステムはクラウド化されています。」というのは、どういう意味で書いてあるんですか。括弧の中です。

○大澤情報公開課長 例えば、クラウド化を保存のため単体でのクラウド化というのものもあるんですね、場所を借りて。だけれども、逗子市の全文書、実際そういうところの文書は既にもうセキュリティーを保たれたクラウド化がされていたので。

○鈴木委員 その供覧とか決裁。

○大澤情報公開課長 そのとおりです。

○鈴木委員 ああ、そうですか。

○大澤情報公開課長 もちろん情報公開も、我々は所管ですから大切なんですけども、それぞれの福祉、教育といった様々な部分も全部個人情報ですから、大切にしていますので、市の決裁だとか、システムはクラウド化されたセキュリティーを管理したシステムになっております。

○鈴木委員 もう1点だけ確認ですけども、ここで作っているクラウドというのは、G o o g l eのクラウドのように、みんなで使うというイメージがあると怖いんですけども、逗子市も使う、鎌倉市も使うようなものですか。

○大澤情報公開課長 完全にオープンではないです。まず、市のほうで契約している内容で、コンピューター会社と直接つながっているクラウドにはなるので、自由に開かれているクラウド上にはございません。

○大関委員 逗子市が業務委託しているんですね。で、クラウドを借りて、逗子市として使っている場所なので。

○鈴木委員 そういうクラウドですね。それをクラウドと言うのかな。クラウド

というと、もう少しオープンなイメージがしますが。

○柳田委員 事業によってはオープンのところを使うところもありますけれども、本当にセキュリティ的に厳密なところは、クローズなクラウドといって、やったりしている、どうもそういうのを……

○大澤情報公開課長 既に市専用であるとかいう形で契約しているクラウドじゃないといけないということでやっているはずです。

○鈴木委員 例えば、サーバは逗子市だけしか使えない。サーバの特定のエリアだけは逗子市用とか、どういう契約だったのか、ちょっと気になったものですから。

○大澤情報公開課長 その分離の仕方は、そこまではちょっとまだ今の時点では把握してないですけども、おっしゃるとおりきちんと分離された状態でやられている制度で、電子システムというか、市のほうのドライブとか、情報の保管場所なんかについて全て保管されているものになっています。

○鈴木委員 クローズな。

○大関委員 各自治体が業務委託契約をして、そういう保管場所、クラウドを契約して持っているらしいですね。

○鈴木委員 そうでしょうね。

○大関委員 沖縄とか、山梨とかにあるんですかね、柳田先生。

○柳田委員 そこまではちょっと分からないですけども。

○大関委員 山梨にあるとか、いろいろ聞いたことがありますけれども、何かそれぞれ契約しているらしいです。

○高橋会長 では、ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

○植島委員 しつこく最初の質問のをもう一回いいですか。

結局、情報公開課に閲覧を希望する人が来て、公表したものを20年後に閲覧するということですけども、それに対しての閲覧記録的なものは取らないということですね。誰がとか。

○大澤情報公開課長 基本的には取らない予定です。予定ですと言いますか、今の制度上は、公表という制度の特性上、個人の名前を取というのは規定されている制度というのもおかしい話なんで、それは新しい制度として設けない限りは。

○植島委員 逆にできないということですか。

○大澤情報公開課長 公表なのでね。申請で、情報公開請求は当然、誰その請求者がいて、それについての申請行為に対する判断がありますけれども、公表という制度なので、その点からいうと、個人を特定して名前を名乗った人しか見せないというやり方は、現制度上はちょっと制度上矛盾があるかなと思っています。

○加藤情報公開課主事 少し補足しますと、情報公開制度自体が、もうそれで請求があって公開する文書というのは、その請求者じゃなくても誰にでも見せて大丈夫な情報をお出しするという制度になりますので、そこは個人情報、自分の情報を開示してくださいという請求とはまた別になる。

個人情報のほうだと、本人、請求者にだったら見せられるけれども、ほかの人には見せられませんという情報も出るんですけども、情報公開制度の場合は、誰にでも見せられる情報を出すという原則がありますので、そういった意味では誰にでも知る権利、開かれた情報で見せているというのが基本になるかなと思います。

○植島委員 分かりました。

○高橋会長 ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋会長 御発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

では、今日出ました質問、御意見をまとめていただいて、答申案ですかね。

○大澤情報公開課長 そうですね、こちらのほうで諮問案もつくっていますので、我々としては、諮問書にあるような、アとイの進め方でいきたいという思いが事務局側ではあるんですが、その方向性で委員の皆様が、今日いただいた中では注意すべき点はいただきましたが、基本的には認めていただいたかと思うんです。そういった方向性での答申書案をつくった上で次回お諮りいただきたいと思います。

○高橋会長 本件の審議は、第2回審議会で引き続き実施します。

事務局におかれましては、本日の質疑の概要をまとめて、第2回審議会でお示しください。

以上で、議題 3、逗子市情報公開条例の一部改正についてを終了します。

続いて、議題 4、令和 6 年度情報公開制度の運用状況について（報告）を議題といたします。

事務局より御説明お願いいたします。

○大澤情報公開課長 それでは、令和 6 年度情報公開制度の運用状況について報告いたします。

初めに、資料 3、令和 6 年度情報公開制度の運用状況について御報告をして、よろしければ、ここで皆さんから御意見、御質問をいただいた上で、続いて、資料 4、会議の公開状況と調べについて御報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋会長 ただいま事務局から資料 3 と 4 の説明の間に、質疑を行うとの提案がありましたが、そのように進行してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋会長 それでは、そのように進めてください。お願いします。

○大澤情報公開課長 資料 3 を御参照ください。

資料 3 は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの運用状況について御説明させていただいております。

こちらは、情報公開条例第 21 条の規定によりまして、市のホームページで公表されているものとなります。

まず 1、公開件数と決定件数ですが、一番下の合計欄を御覧ください。

令和 6 年度全体では、全部公開が 29 件、②一部公開が 20 件、それから③非公開、④却下はゼロ件、⑤不存在が 3 件、それから⑥存否応答拒否ゼロ件、検討中はないもので、⑧の取下げもゼロ件となっています。延長は、この内訳になりますが、14 件ございました。⑩のところに請求件数の合計 52 件が令和 6 年度における請求件数というふうになります。

⑪番のインターネット請求につきましては、先ほど 52 件の内数になりますが、インターネット請求が 30 件ございました。また、⑫の口頭請求は 3 件ありますが、こちらは一度公開請求があつて、公開決定をした情報については既に公開決定済であるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。これは条例第 9 条に規定されて

おります。この口頭請求の内訳につきましては、13ページに内容が記載されていますので、後ほど御説明させていただきます。

ちなみに、前年との比較では、令和5年度の請求件数は32件、そのうち6件が口頭請求でしたので、口頭請求も含めた請求件数は、令和6年度は55件、前年より23件多い申請となっています。

続いて、2番の所管別内訳につきましては、経営企画部が4件、総務部が8件、次の2ページに移りまして、市民協働部が14件、福祉部が4件、環境都市部が12件、会計課はゼロ件、消防が1件、議会が3件、教育委員会が2件、行政委員会事務局が4件となっています。うち一番多い課は市民協働部の戸籍住民課の7件となっています。

それぞれの内容につきましては、この資料の3ページから10ページに記載されておりますので、また後でその部分については触れたいと思います。

2ページの右側の行にいきまして、行政不服審査請求はございませんでした。

それから、4番の条例に基づく不服の申出等については、令和6年度は不服、苦情・相談ともございませんでした。

2ページ右側5番の同一人による請求件数につきましては、1件請求の方が16人、2件請求が4人、3件請求が3人、4件請求が1名、5件請求が3人ということで、実請求者数は27人となっています。

この27人のうちのインターネット請求の割合は、6番にございまして、27人の請求者人数のうちからインターネット請求したのは16人いましたので、27人中の59%がインターネット請求をしたということになります。

続いて、資料の3ページに進みます。

先ほど申しましたとおり、こちらにつきましては、3から10ページが今年度申請のあった52件の内訳を所管別に書いたものになります。

余り細かく触れている時間はないんですが、ちょっと駆け足でいきます。

まず、3ページの一番上からいくと、18番の企画課の請求が1個ありまして、こちらは、プロポーザル契約のときの書類を見たいよという請求があったんですが、ここの中にある担当者の氏名が個人情報であるとか、所管の合計点数なんかは当然公表されるべきなんですが、誰が何点を入れたかということになると、今後の審査のほうに不都合があるので、意思決定過程情報ということで、

一部非公開になっております。

それから、2番目の20番については、選挙活動・政治運動における騒音に関する苦情・相談の内容がわかる資料、ここに書いてあるとおりの行為のところで、苦情・相談があったときのその苦情者であるとか、苦情を言われた者であるとかの個人情報について隠しました。

3番目は全部公開で、飛ばして、4番目の基地対策課についても、逗子市に通報した米軍人・軍属・家族による刑法犯事件の通報の記録全てを開示請求がありまして、こちらにつきましても、事件・事故など通報記録ですので、起こした人間も、被害者もそうですが、その個人情報については隠されての公開という形をとっています。

4番目につきましてが、総務課の19番、山の根3丁目の条例違反の事業主が平成23年度の逗子市長と議員を相手とした提起した事件の判決文ということで、ここの事件の記録の中には当然当事者となる訴えられた方、訴えた方いらっしゃると思いますが、個人名が入っているので、ここも非公開となっています。

続いてが52番の管財契約課、こちらもしきのプロポーザルと同様でして、ここの中のプロポーザル契約の提案書の中に担当者氏名が入っていますので、こちらのほうは、担当者の氏名も個人情報として隠されます。

それから、7番目の情報公開課、情報公開課は公開する課なので、余り請求を受けることはないんですけども、この場合については、逗子市役所内に名刺交換のためのルールを持っていますかと問合せがあつて、最初受けたときもどこの所管も多分持っていないんですけども、確認しないことには分からないので、別に名刺の所管ではないんですけども、一応全庁的に確認をするために我々が所管としてお受けして、全庁的に確認をしたところ、予想どおり何もなくて、不存在ということで回答をしています。

続いて、4ページに進みまして課税課、課税課は課税上の資料で公開できるものは、比較的企業さんなんかも求められているところがありまして、例えば9番なんかは、全部公開ですけども、地図情報データなどを求められます。

それから、11番についても、課税台帳の電磁的記録の最新のものなんですが、この中で、一般に公表されてない情報は当然個人情報で隠すべきなので、その部分については個人情報で、一部非公開になっています。

13、15についても、路線価図のShapeファイルデータ、路線価図も公表された資料なので。

それから、15番の地番図についての地図情報というか、Shapeファイル、こちらにつきましても、公表資料なので、全部公開でした。

34番の市税は、市税情報に基づいて減免しているNPO法人ということで、法人の情報なんですけど、一般に知り得ない法人の財産上の情報のようなものがたしか入ってきたと思うので、こういったところは、法人情報のほうで隠したということで記憶しております。

続いて、4番の市民協働課は、現指定期間の管理者委託をしている団体のほうで事業報告書と収支実績書のほうが提出されますが、これは公表する内容で資料をつくっていますので、こちらは全部公開ということで公表しています。

それから、6番につきましても、指定管理者の公募時の資料ということで、こちらのほう、公表を前提でプレゼンテーションを行ったということで、全部公開になっています。

続いて5ページ、同じ一番上のところでいうと、交流センターの指定管理者が市に提出した事業報告書、実施計画書、これは公表資料ということで作成しているので全部公開。

それから、32番、2段目については、補償制度の下記の文書ということで、市が行った契約入札、それから、契約の保険証券、事故の支払い保険金額、この中には金額だけなので、個人情報に含まれていないということで、全部公開されています。

続いて、41番につきましては、市民交流センター特別行為等許可申請書、交流センターで認められた行為をしたい場合については、こういった許可申請書が必要なんですけど、この中には、企業というよりも個人の方が構成する団体のほうで行っているものがございましたので、こちらのほうが個人情報として隠されています。

続いて、5ページの40番が文化プラザホールの寄附金募集・投げ銭・クラウドファンディングに関する申請書ということで、これも市民の活動に関しての個人的な記載、担当者というんじゃないですけども、そんなに大規模な組織じゃないので、これを担っているボランティア団体の方とかの個人のお名前と

か、個人の住所とかが載っているんで、ここは個人情報です。

それから、経済観光課、12番は、安全で快適な海水浴場の確保に関する条例における違反・指導・勧告・措置件数ということで、個人的な情報の部分についてはなかったというので、全公開になっています。

戸籍住民課の1番、5ページの一番下については、住居表示台帳及び附番された年月日がわかるものということで、個人的な記録は載っていないので、こちらのほうは公開されています。

同様のものが16ページに進みまして16番と31番と42番と、これが企業さんのほうで定期的に調べが来るものです。個人の方が知りたいというよりも、市のほうの地図会社であるとか、そういった業界の方がお調べになって、これについては、請求する内容も公表できる情報です。

それから、この戸籍住民課の23番についても、新設建物の付定日付、定めた日付のある住居表示台帳、これはどのタイミングで住居表示されたのかというもののつくっている記録でして、これも定期的に来るので、23番と7ページの一番頭の50番がそうです。このあたりも公表できる情報として全部公開されています。

7ページにいきまして、35番社会福祉課、生活保護医療券・診療報酬明細書画像点検業務の情報公開、こちらにつきましては、点検業務ということで、請け負った企業ですとかの業者さんの契約内容なんで、個人情報が含まれているものではないので、全部公開のほうされております。

続いてが29番、自立支援会議定例会の議事録ということで、これは福祉サービスが必要な、障害福祉ですから、ハンデキャップをお持ちの方も話題に出るかもしれない会議の中身で、一般的なサービスを向上するために専門の方々がやっているんですが、場合によっては、その中に個人的な事情なんかも含まれる可能性があるということで、一部非公開になっています。

それから、高齢介護課の2件がどちらも全部公開でして、こちらについては、改修工事の市側のつくった設計書、こちらについても全部公開。

それから、老人クラブ、その他当該事業を行う者に対する援助として、老人クラブ連合会に対して行った目的外利用、利用料の免除に関する書類ということで、市のほうで免除等を行った経緯ということになりますから、それは公表

の必要性が高いということで、全部公開をされています。

続いて、7ページの下段にまちづくり条例の手続でというのが、1月、4月、7月、次のページの43番の10月ということですが、こちらのほうは、土地利用計画の動向を確認したい、これも業者の方がいらして、その方が請求を求めてくるんですが、この土地利用計画、あるいは事前相談を行う方の中には個人名を載っていますので、そこは隠されています。

続いて、8ページに進みまして、まちづくり景観課の37番のところの全部公開は、あるマンション計画における議事録ということで、現在議事録作成の際にも個人情報に配慮して議事録のほうはつくっているということで、全部公開ができます。

8ページの39番の緑政課につきましては、小坪2丁目で現在検討しております県有地の公園整備なんです、その契約のパブリックコメントに記載の事業費の概算の算出根拠、内訳についてわかる資料ということで、公表している資料の基データということで、全部公開でした。

資源循環課の3番、9月11日コンクリートミキサー車の洗浄行為等についての経過書、こちらについても、特段秘匿情報がないということで全部公開。

それから、次のクリーンセンターのものについては、委託契約の金額入り設計書を求められていましたが、こちらは不存在でした。契約を結ぶときに金額入り設計書というものをつくらないで、仕様書で入札を行ったので、つまり契約のやり方が違うので、お求めの資料はありませんですよという内容での回答です。

続いて、都市整備課の36番については、同じように金額入りの設計書を求められまして、こちらはあるので、全部公開。

それから、下水道課の28番も金額入り設計書で、こちらも全部公開でした。

9ページにいきまして、下水道課の44番、51番も、同じく金額入り設計書で、全部公開になっています。

消防予防課につきましては、消防法施行令別表の（一）から（二十）に該当する防火対象物の一覧表ということで、こちら公開資料ということで全部公開されております。

続いて、議会事務局のほうは3件ございまして、22番が選挙活動・政治活動

に関する苦情・相談のわかる資料、45番、46番ともに政治活動・選挙活動についての対応と苦情、相談、対応に関する記録ということで、こういった内容については、相手方、それから苦情を言われた方自身の個人情報が含まれるので、非公開となっています。

最終10ページにつきましては、教育総務課の上段で、教科書採択を決定した日の録音データということで、公開の会議の場ですので、この情報公開運営審議会も公開ですけれども、公開の会議なので、こちらは全部公開をしています。

それから、学校教育課の24番については、小・中学校で利用するタブレット、ノートPCに掛けられている保険の契約内容、こちらにつきましては、不存在ということで、この契約はリースか賃貸借で借りているものなんですけれども、この賃貸借のほうに保険、動産総合保険とか、財産保険のほうは掛けるということでやっていますので、市側が契約していないんで不存在。

それから、選挙管理委員会の3件が全て一部非公開なのは、先ほどの議会事務局と同様でして、選挙活動・政治活動における苦情・相談の内容ということで、相談主、それから相談を言われた相手方、両方の内容が個人情報で隠されています。

監査委員事務局につきましては、最後になりましたが、住民監査請求の取扱いについて、取扱要領、その他内規を知ることができる文書ということで、市のほうで定めたルールは基本的に何か特殊な事情がない限り全て公開になりますので、全部公開にした。

駆け足でしたが、以上で52件、令和6年度にあった請求内容の全てということになります。

続いて、資料のほうに戻しまして、11ページは、情報公開運営審議会の開催状況になります。

皆様方、情報公開運営審議会なんですけど、令和7年1月24日が前期の情報公開、第17期の委員さん方の情報公開運営審議会、ここの中にある令和7年1月24日の（1）にある情報公開制度の検討課題、ここで我々が情報公開課としては委員の皆さんの意見を聞きたいんですというお話を、意見を述べてもらったというのが今日お配りした資料2-1になったということで、審議会の皆さんには、令和6年度第1回には同じように諮問で、情報公開条例第25条の

追加というものの答申を、これは1回で答申をいただきましたけれども、単独の案件なので、こちらについては1日で諮問から答申までお願いいたしました。

次のページに進みまして、情報提供の内訳になります。

情報提供というのは、情報公開請求ではなく、住民に対して情報を提供できる様々な形態等があります。請求を受けることなく、行政機関自らの意思に基づき、その裁量により、保有する情報を外部に提供するものです。情報提供につきましては、所管の判断によるものですが、この4件については、情報公開課の窓口で対応したものの件数の4件になります。

続いて、13ページ、口頭請求。口頭請求につきましては、3件ございました。

この口頭請求というのは、一度公開請求があつて、公開決定した情報については既に公開決定がしていますので、同じ内容の請求については口頭請求ということで、その場で情報が見られますと。先ほどもちょっと中で触れましたけれども、条例第9条に規定されていまして、その口頭請求の内訳につきまして、3件ございました。

続いてのページに進みまして、14ページから15ページが会議の公表の内訳ということになります。

市政情報については、情報公開請求以前に、できるだけ会議は公開ですし、隠さなきゃいけない理由があるものを除いては原則公開ですということで、会議の事前公表をして、開催の予定を市のホームページに掲載しています。例年こちらのほうの件数をとって、きちんと事前に公表されるようにということで、所管のほうに求めているものですが、令和6年については164件の合計会議が様々な所管でございまして、こちらのほうの表にまとめて、何月に開催されたかまとめたものです。

続いて、16ページは市政情報広場の利用状況になっています。

先ほど言いましたとおり、情報提供という形で情報公開制度によらない提供が、先ほども言いましたが4件、それから、会議の事前公表が、前のページになります。164件、それから、情報公開課のほうに日々窓口、どこへ行きゃいいんだと、普通に窓口に来られる方の案内が年間で9,877件ございました。昨年度は八千何件でしたけれども、普通に波はあるとは思いますが、これぐらいの件数で例年推移しています。

次の17ページは、その案内した内訳が載っています。最初に、総合案内の事務を担っている1階の一番上の情報公開課は比較的多いと。それから、戸籍とか、日々の生活に必要な窓口は、時期的にも忙しいところがあるというのをデータで用意しているのが17ページです。

最後が18ページになりますが、有償刊行物の頒布状況ということで、1年間に売り上げた本です。総合案内の情報公開課のほうで販売していきまして、こういった内訳のものを販売しています。

去年の傾向でいいますと、28から29、30、31、ちょうど令和5年に長柄の古墳が出来上がったということもありますので、古墳関係の資料が売れたなというのは、前年に比べても売上げが伸びてきたなという気はします。

以上で資料3についての御報告を終わります。

ここで1回、御質疑いただいてもいいですか。

○高橋会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見ありますでしょうか。

ちょっと私のほうから、3ページから10ページまでに今年度の請求が載っておりますけれども、この中で一部公開となったものについて、また何か記録を残さないといけないという話で。

○大澤情報公開課長 諮問案件につながるところでいうと、ここで一部非公開になったものについて、20年後まで取っておいて、改めて公表の判断をする必要があるという考え方でございます。

○高橋会長 個人情報については、20年後どうかという判断がまたあるということになるわけですね。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりだと思います。

○高橋会長 何か御意見、御質問ありますか。

(発言する者なし)

○高橋会長 では、特にないようですので、本件については以上でよろしいでしょうか。

では、続いて、資料4の説明をお願いいたします。

○大澤情報公開課長 横型の資料、資料4を御参照ください。

こちらは、情報公開課から各課に令和6年度末に照会をかけまして、令和6

年度の会議の公開状況を取りまとめたものです。会議の公開率、ホームページの事前公表率が網かけされていまして、この資料、文字が小さくて大変申し訳ないんですが、こういったものを作成して、事前に会議の公開の公表している内容を資料でまとめています。

会議の事前公表につきましては、緑色の冊子、ハンドブック148ページ、3の運用というところに（3）で書いてある。（3）を読みますと、会議の事前公表、広報紙などにより会議名、開催日時、場所、その他必要な事項を事前に公表するよう努めるものとする。また、公表後に、公表内容に変更が生じた場合にも、広報紙やホームページ等を活用して的確に周知するよう努めるものとする。

この規定は、規定としてこういった形で設けているんですが、重要な施策に関する事項について、会議が開かれる予定であっても、その開催について、当日のホームページの掲載ですと、市民等が傍聴希望があっても傍聴ができなくなる、適切な情報が提供されていないと市民の知る権利や市政への参加の機会を失うことにもつながるかと思います。

会議の事前公表につきましては、過去にも各課へ通知し徹底を図ってきたところですが、当課では毎週金曜日に3週間分までの開催予定の会議について、ホームページ該当ページの更新やホームページのイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがないか確認するよう、全庁掲示板という内部の情報システムで注意喚起の通知を行いまして、電話にて会議の予約状況とイベントカレンダーのチェックを行うようにしています。

また、平成27年度までは、当日電話確認を行い、当日のホームページ掲載も事前公表としてカウントしていたんですが、平成28年1月からは、当日ではなく会議の1週間前に確認することとして、1週間前までにホームページにアップされていない場合は、事前公表回数にはカウントしていません。

平成28年度からは事前公表率は従前より厳しくカウントするようになっています。

また、令和元年から令和5年途中までは、コロナウイルス感染症の拡大防止のための書面会議となった会議がありましたので、書面開催の旨が掲載されていれば、公表回数にカウントをするようにしています。

最終的な公表率というのを全体で見ますと約80弱ぐらいなんですね。この事前公表率は100%となっていないので、引き続き周知、確認をしていきたいと思います。

以上で会議の公表状況調べの説明を終わります。

資料4、運用状況の説明は以上となります。

○高橋会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

そうしましたら、本件については以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋会長 それでは、議題4、令和6年度情報公開制度の運用状況について、報告を終了いたします。

それでは、次の議題に移ります。

(5) その他を議題とします。

事務局よりお願いいたします。

○大澤情報公開課長 1点御報告と次回の会議日程についてお願いいたします。

報告につきましては、先日、5月7日に広報ずし制作業務委託に係るプロポーザル審査が行われました。プロポーザルによる業者選定は安定的に分かりやすく、興味の持てる広報紙を発行するために行うもので、1つの会社から企画提案を受けました。情報公開課では、情報公開条例第22条に規定する情報提供の推進を進めている立場から、情報公開課長が審査員として出席しましたので、御報告させていただきます。

報告は以上でございます。

○高橋会長 事務局から1点御報告がありましたが、御質問、御意見ありますでしょうか。

御発言がないようですので、本件については以上でよろしいでしょうか。

それでは、引き続き、次回開催日程について事務局からお願いいたします。

○大澤情報公開課長 次回の審議会の開催は7月頃を予定しています。事前に皆様から御予定をお聞きし、出席者の一番多かった候補日は、7月16日水曜日午前10時からでした。

なお、本日開催日程が御都合の悪い日に当たってしまった花野委員におかれましても、事前に候補日としてお伝えをしてあります。本日、16日午前10時で決定いただければ、改めて花野委員にもお伝えしてまいりたいと思っています。

○高橋会長 ただいま事務局から、7月16日水曜日午前10時が候補日として示されました。この日程で決定してよろしいでしょうか。

(次回日程調整)

○高橋会長 それでは、第2回審議会は、7月16日水曜日午前10時開始で決定いたしました。

資料、開催通知は、改めて皆様に送付いたします。

事務局から、そのほかに何かございますか。

○大澤情報公開課長 特にございません。

○高橋会長 では、以上で本日の会議は閉会といたします。

長時間ありがとうございました。

午後 3時57分閉会